

令和元年度第4回美濃加茂市都市計画審議会 会議録

議第1号

美濃加茂市都市計画マスタープラン・立地適正化計画

(関係部分)

和2年2月12日

令和元年度 第4回美濃加茂市都市計画審議会会議録

- 1 開催日時 令和2年2月12日(水) 午後6時58分から8時41分
- 2 開催場所 美濃加茂市役所本庁舎 第1議会委員会室
- 3 議 事
 - 議第1号 美濃加茂市都市計画マスタープラン改定計画(案)及び美濃加茂市立地適正化計画(案)に関するパブリックコメント・市民説明会等の結果について(最終意見照会)
 - 議第2号 美濃加茂都市計画特定用途制限地域の変更(市決定)について(諮問)
 - 議第3号 都市再生整備計画の事後評価(案)について(意見照会)
- 4 会議に出席した委員
 - ・大野栄治 君(学識経験者)
 - ・朝日 修 君(学識経験者)
 - ・矢島良子 君(学識経験者)
 - ・牧田秀憲 君(市議会議員)
 - ・渡辺義昌 君(市議会議員)
 - ・渡辺孝男 君(市議会議員)
 - ・森 弓子 君(市議会議員)
 - ・三田村俊史 君(関係行政機関職員)
 - ・横山俊二 君(市住民)
 - ・山本順子 君(市住民)
 - ・若泉睦弘 君(市住民)
 - ・宮口 誠 君(市住民)
 - ・長谷川尚子 君(市住民)
- 5 会議に欠席した委員
 - ・鈴木 登 君(学識経験者)
 - ・坂口達也 君(関係行政機関職員)
- 6 委員13名が出席し、美濃加茂市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立
- 7 会議に説明のため出席した者の職氏名
 - ・西田恒夫 君(美濃加茂市建設水道部長)
 - ・池田正幸 君(同市建設水道部対策監)
 - ・桜田純治 君(同部都市計画課長)
 - ・青山直樹 君(同課都市計画係長)
 - ・日比野洋二 君(同課開発係長)
 - ・大梅一剛 君(同課都市計画係 主任主査)
 - ・武市雅典 君(同部都市整備課長)
 - ・酒向一也 君(同課企業誘致推進係長)
- 8 会議に職務のため出席した都市計画課の職員
 - ・有本佳樹 君(書記)

(開 会 午後6時58分)

○都市計画課長

皆様、改めましてこんばんは。定刻より若干早いですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から令和元年度第4回美濃加茂市都市計画審議会を開催させていただきます。本日は、委員の皆様には、大変寒い中、また夜間の開催ということでございますが、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます都市計画課長の桜田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。委員の皆様には発言される際、マイクに向かってですね、お話しいただければと思います。

本日の配布資料でございます。今回大変資料が多ございまして大変恐縮でございます。その確認をさせていただきます。まず、本日お手元に配布いたしました、次第書と席次表が1部ございます。郵送で皆様に過日遅らせていただきました、委員名簿、諮問書の写しが1部。右上に資料1としまして都市計画マスタープラン改定案及び立地適正化計画案に関するパブリックコメント（意見募集）結果。次に資料2といたしまして同じく市民説明会の結果概要が1冊。資料3といたしまして都市計画マスタープラン改定計画（案）概要版が1冊。資料4といたしまして立地適正化計画（案）概要版が1冊。資料5といたしまして特定用途制限地域の規制内容緩和案に関する説明というものが1冊。資料6といたしまして都市再生整備計画事後評価が1冊。資料6-1といたしまして都市再生整備計画事後評価シート加茂川内水対策地区が1冊。同じく資料6-2といたしまして美濃加茂市西部地区が1冊。最後に資料7といたしまして美濃加茂都市計画区域の整備開発及び保全の方針案が1冊ございます。不足等がございましたら遠慮なくお申し出頂ければと思います。

次に本日の会議でございますが、委員13名にご出席いただいております。美濃加茂市都市計画審議会条例第6条第1項に規定する委員の2分の1以上の出席を満たしていることをここでご報告させていただきます。

それでは、会議の開会にあたりまして、建設水道部長の西田からご挨拶と本日の次第にございます、議第2号に関して、市長の諮問書を会長へ手交させていただきます。

○建設水道部長

皆様こんばんは。本日、都市計画審議会委員の皆様方には、夜分また公私ともに大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、申し訳ございません、市長、ほかの公務に出ていますので、本日は欠席とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日審議をお願いする議案につきましては3件、報告事項が2件ございます。議第1号 美濃加茂市都市計画マスタープラン改定計画（案）及び美濃加茂市立地適正化計画（案）に関するパブリックコメント・市民説明会等の結果概要について。議第2号 東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジ周辺地域の特定用途制限地域の規制緩和（案）の諮問について。そして議第3号。国土交通省の交付金であります都市再生整備計画の事後評価（案）について、の3議案でございます。議第1号につきましては、本日の審議会で最終の意見照会をさせていただきます、令和2年3月末に告示により公表させていただきたいと考えております。また報告事項は、1、

岐阜県が来年度に策定予定の美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町で構成します、美濃加茂都市計画区域マスタープランの素案について、及び2点目として令和2年度の当審議会の開催予定についての意見でございます。

それでは議第2号 美濃加茂都市計画特定用途制限地域の変更、美濃加茂市決定について市長の諮問書を会長へ手交させていただきます。

美濃加茂市都市計画審議会会長 様

美濃加茂都市計画特定用途制限地域の変更（美濃加茂市決定）について（諮問）

美濃加茂市都市計画審議会条例（昭和52年美濃加茂市条例第6号）第2条第1項の規定により、別紙の都市計画（案）について意見を求めます。

美濃加茂市長 伊藤誠一 代読です。

（建設水道部長から審議会会長へ諮問書を手交）

○都市計画課長

はい、それでは議事に入らせていただきたいと思います。

会議の進行は、美濃加茂市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長にお願いしたいと思っております。大野会長よろしくお願ひいたします。

○会長

会長の皆様でございます。円滑に進むように努めてまいります。どうぞご協力のほど、よろしくお願ひいたします。では、座って進めさせていただきます。審議に入らせていただく前に、都市計画審議会条例第5条第3項の規定により会長の職務代理者を指名させていただきます。職務代理者を牧田委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、只今から審議に入ります。本日の議題は、先ほどご案内の通り、議第1号から議第3号の3議案でございます。まず「議第1号 美濃加茂市都市計画マスタープラン改定計画（案）及び美濃加茂市立地適正化計画（案）に関するパブリックコメント・市民説明会等の結果について」を議題といたします。事務局よりご説明よろしくお願ひいたします。

○事務局（都市計画係長）

（「資料1」～「資料4」説明）

○会長

ありがとうございました。パブリックコメントを寄せていただいた方が4人、市民説明会に参加していただいた方が128人ということで、色々ご意見を賜ったようでございます。これに対して回答が示されていますが、回答の仕方やマスタープランの修正等々、お気づきの点がございましたら、皆様からご発言願えれば幸いにございます。

○委員

住民の皆さんへのケアをしっかりとお願いしたいということで、このような説明会等をしてい

いただき感謝をしたいと思っております。また、マスタープランの総論として、これだけのものを策定していただいたということに対して、事務局のご苦勞に感謝したいと思います。

ハザードマップについて、浸水が予想される所が住居の誘導区域になっている所があるが、市民はなかなか理解が出来ないのではないかと思います。いくら立派な計画をつくっても市民の皆さんの理解がなければ役に立たないと思いますので、今後これらを遂行するにあたっては、理解を得る努力をしてもらわないといけないと思います。対策として、避難訓練の実施や避難情報を早く出すなどおっしゃっているが、住民と市とが連携してやらないと宝の持ち腐れになってしまうので、有効に出来る方策を今後考えていただきたいと思います。

そこで質問ですが、市民からの意見書の中身について、意見はあったが特にマスタープランを修正しなかったという話であったが、意見を聞く以上、その内容について計画に盛り込むということが説明会の前提ではないのかという気がするのですが、何も修正が無かったというのは解せないという気がします。あればあったで教えてほしいし、先程の説明では無いと言われたので、そのあたりを教えてほしいと思います。

2つ目に、意見書を出した人が市の回答を知る方法は何かあるのか。知らせるのか知らせないのか、教えていただきたいと思います。

3つ目の意見のところ、市の回答で「地域住民の皆様と勉強会や意見交換を行い、地区計画等の施策を検討してまいります」と書いてあり、施策を検討していただくことはありがたいことなので、是非やっていただきたいと思いますが、検討すると言いながらその場限りの答弁になっていることが過去にもありましたので、今後検討した結果について、委員の一人として聞きにいったら教えていただけるなど、そういう方法をとってもらいたいと思います。

5つ目の意見の所で、市の回答で「自治会やまちづくりの活動に対する支援に力を入れていきます」と書いてあるが、特にまちづくり協議会はイベントが中心となってしまっていて、都市計画のような地域の問題・課題を取り扱っていないのが実情で、機能しているとは思っていません。市のOBをまちづくり協議会に送り込むなど、それくらいの強力な支援をしてくれても良いと思いますが、そこまでは書けないと思いますので、「支援」という内容に期待したいと思います。

6つ目の意見の所で、市の回答で「ため池、雨水渠～」と書いてありますが、洪水対策として、この程度のことで十分対応出来るものなのかと疑問に思う一方で、地形上、難しいことはわかっていますので、やはり農地と開発する部分をはっきりさせること、水田が貯水池の役割を果たしていますので、開発する所と保全する所を見定めていただきたいと思います。

○事務局（建設水道部対策監）

パブリックコメントに対する反映ということでございますが、6つのご意見をいただきましたが、その中で本編の内容まで見られたかどうかということもありますが、本編にはバランスよく書き込んでおり、例えば「環境と保全」、「保全と開発」、「住民との協働」「治水対策」というようなことも書いています。その書いているところを説明させていただき、そういうことを考えて計画をつくっているという回答の仕方をしております。よって、計画本編の大きな方針変更や文章の修正はなかったということでございます。

知らせる方法については、市のホームページ（トップ画面）で、パブリックコメントの意見と市の回答というコーナーを設けていますので、ここに回答を公開していますということでござい

ます。

「検討」ということについては、この計画は、基本方針を定めるもので、都市計画の決定は、個人の皆様の財産に規制を掛けたりということが往々にしてあるものですから、十分に意見交換をして、皆さんの理解をとった上で出来るところからやっていく。それが先見的な例になりまして、まわりに広がっていく可能性があると思います。合意がとれたところから、例えば地区計画などをやっていけたらよいのではと思いますこのような書き方にしています。決して単なる検討だけで終わるということではございません。

まちづくり協議会については、各まち協とも頑張っって地域の課題に取り組んでいらっしゃいます。ただ、出来ることと出来ないことがありますので、出来ないことに対しては我々も支援していくということです。前回までは協働という言葉を使っておりましたが、もう一步踏み込んで住民主体の所へ行政が支援していくというつもりで書いており、市長もそのようなことを言っていますので、これからこういう方向に進んでいくと思います。

「治水」に対する考え方でございますが、「開発と保全」が一番に大事なことと考えます。ここに書き込んだ「治水」というのは、雨水渠の整備とセットで、既に天乳池や今泉池などで、能力の予備の部分を使って一旦水を貯えるという改造を一部加えています。強力な雨が降った時に時間をずらすという調整池の役割を雨水渠と一緒に、天乳池あたりでは整備をしました。今泉池は雨水渠が伸びていくと同時にやっていくという考え方です。もう一つ洪水対策の中に、雨水渠に入り込む所の側溝が狭小で流れが阻害されたりして起こる水害もあるので、農業排水や道路側溝もきめ細かく整備していきます。

○委員

パソコン等が扱えない人もいますので、そういった人は見に来ればもちろん資料等を見せていただけるのでしょうか。浸水対策の話ですが、一番の問題は、ある特定の地域、市橋地区や蜂屋地区では、蜂屋川に放流出来ないからバックウォーターで浸水してしまう。水位が高くなってしまい排水が出来ないということを言っているわけです。地形上、どうすることも出来ないのかなと思うので、水田が貯水能力を担保してくれるのではと思いました。

○事務局（建設水道部対策監）

1つ目の質問ですが、回答について自由に閲覧できますので個人の方が来られればお見せして説明することはできます。2つ目の質問は、蜂屋川の水位が上がってバックウォーター（逆流）が起こるのではないかということについて、これは私どもが雨水渠を整備する最初の大きな仕事でして、開閉扉を付けます。これは蜂屋川の水位が上がった時に内地の方への逆流を防止する扉で、水位が高い方が圧力があるため扉が閉まり、内水はバックウォーター的に同じ高さまで上がらないということです。そうすると、内水は、降った水はあふれるという矛盾が生じます。これを少しでも緩和するというのが調整池の考え方でありますので、このように整備を進めていく次第でございます。

○委員

調整能力が小さいから開発をしないで水田をそのままにしておいた方が良いという気がします。

○会長

基本的にいただいた意見の多くは既に計画書に書いてあることで、特に修正の必要がなかったという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（建設水道部対策監）

その通りです。

○会長

ほかにご意見や質問もないようですので、これにて意見の照会は終了とさせていただきます。この2計画は、3月末に公表予定とのことですので、市報やホームページへの掲載等で十分に市民へPRしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（審議終了 午後7時32分）